

当初 変更

工事執行機関 41312 二本松土木事務所

入札 (見積) 執行調書  
入札 (契約) 結果書

年災		事項		契約	平成27年7月14日
工事番号	15-41312-0042	工事名	公共災害復旧工事 (河川)	着工	平成27年7月14日
入札執行年月日	平成27年7月9日	発注種別	01 一般土木工事	完成	平成28年1月20日
審議番号	公所	000062	本庁	99.89%	
路線・河川名	安達太良川筋			予定価格	
工事箇所	自 安達郡大玉村玉井字矢ノ花 地内 外			22,378,680	
至					
工事概要	復旧延長L=63.4張ブロック工 A=298.4m <sup>2</sup> 接続ブロック工 A=181.0m <sup>2</sup>				

業者コード 業者名	落札者の住所		
	入札額及び再入札額		落札額 (契約額)
100002055 石橋建設工業 (株)	(1) (3)	(2) (4)	辞退
100002124 菅野建設工業 (株)	(1) (3)	(2) (4)	辞退
100002125 川名建設工業 (株)	本宮市 本宮字田中47-2		
	(1) 20,800,000 (3)	(2) 20,700,000 (4)	22,356,000
100002168 光建設 (株)	(1) (3)	(2) (4)	辞退
100002178 (有) 友正組	(1) (3)	(2) (4)	辞退
100002774 斎藤建設工業 (株)	(1) (3)	(2) (4)	辞退
100003069 (株) 佐藤組	(1) (3)	(2) (4)	辞退
100003078 (株) 長谷川建設	(1) 20,790,000 (3)	(2) 21,000,000 (4)	
100003088 (株) 武藤建設	(1) 21,100,000 (3)	(2) (4)	辞退
100003143 (株) 尾形土建	(1) (3)	(2) (4)	辞退

※ 上記入札額に、消費税額を加算した額が地方自治法上の申込みに係る価格である。  
 ※ 測量等の場合、「工事名」とあるのは「業務名」と、「工事箇所」とあるのは「業務箇所」と読み替えるものとする。

入札 (見積) 執行調書  
入札 (契約) 結果書

年災		事項		契約	平成27年7月14日
工事番号	15-41312-0042	工事名	公共災害復旧工事 (河川)	着工	平成27年7月14日
入札執行年月日	平成27年7月9日	発注種別	01 一般土木工事	完成	平成28年1月20日
審議番号	公所	000062	本庁		
路線・河川名	安達太良川筋			予定価格	
工事箇所	自 安達郡大玉村玉井字矢ノ花 地内 外				22,378,680
至					
工事概要	復旧延長L=63.4張ブロック工 A=298.4m <sup>2</sup> 接続ブロック工 A=181.0m <sup>2</sup>				

業者コード 業者名	落札者の住所		
	入札額及び再入札額		落札額 (契約額)
100003144 (株) 根本組建設	(1) (3)	(2) (4)	辞退
100003280 (有) 村松組	(1) (3)	(2) (4)	辞退
100003314 國新建設 (株)	(1) (3)	(2) (4)	辞退
100003690 (株) 津守造園	(1) 21,350,000 (3)	(2) (4)	辞退
100020254 (有) 丸忠建設工業	(1) 21,300,000 (3)	(2) (4)	辞退
100020533 石川工業 (株)	(1) (3)	(2) (4)	辞退
	(1) (3)	(2) (4)	
	(1) (3)	(2) (4)	
	(1) (3)	(2) (4)	
	(1) (3)	(2) (4)	

※ 上記入札額に、消費税額を加算した額が地方自治法上の申込みに係る価格である。  
 ※ 測量等の場合、「工事名」とあるのは「業務名」と、「工事箇所」とあるのは「業務箇所」と読み替えるものとする。

随意契約理由書

		担当課名	企画調査・管理・保原・二本松・道路・河砂・建築
工事番号	15-41312-0042	工事名	公共災害復旧工事（河川）
発注種別	一般土木		工期
路線・河川名	安達太良川筋		251日間
工事箇所	安達郡大玉村玉井字矢ノ花地内 外		
工事概要	復旧延長L=63.4m 張ブロック工A=298.4m <sup>2</sup> 接続ブロック工A=181.0m <sup>2</sup>		

随意契約とする具体的な理由

当該工事は、平成25年8月5日～6日の豪雨により護岸が被災したため、その災害復旧工事を実施するものである。

現在、河川護岸が崩落し、不安定な状況にあるため、一刻も早く復旧し、崩落の拡大や耕地への被害の拡大防止を図っていく必要があることから、緊急の必要により随意契約するものである。

地方自治法施行令等の該当条項

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号  
「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」